

第19回議会改革協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 28 年 11 月 18 日（金）
午前 9 時 59 分から午前 11 時 33 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 （委 員）向後委員長、白鳥副委員長、
麻生委員、岩井委員、植草委員、小川委員、近藤委員、
三瓶委員、中村委員、福永委員、松坂委員、村尾委員、
山本委員
（事務局）大木事務局長ほか
- 4 傍聴者 （議 員）岩崎議員
（一般傍聴者）2 人
（報道関係）1 社

5 協議事項及び協議結果

（1）議会基本条例の検討について

各会派から 11 月 10 日（木）までに提出された意見を集約し、正副委員長により作成された「たたき台案の修正意見等に関する各会派の意見整理票（取りまとめ）」（資料 1）に関する説明の後、各会派による内容説明がされ、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 1 会派でも反対したら協議しないということが原則であり、たたき台案のままでも良いのではないかと思う。
議長の人事権の強化については、地方自治法に議長の事務局職員の任命権が定められているが、議会の独自性を発揮していくためにもあえて提案した。
- ・ 人事権の強化については、表現が強くなりすぎない程度であれば賛成する。
- ・ 議長の人事権については、地方自治法の中に定めがあるので、あえて条例に入れる必要はないのではないか。
- ・ 議会基本条例は制定して終わりではなく、どうやって発展させていくか、検証を含め必要になってくると考えているので、その部分の再考を是非、検討してもらいたい。

その後、委員長から修正意見のうち、「1 会派以外すべての会派が反対しているもの」はこれ以上協議は行わないこととし、「複数の会派が賛成しているもの」を今後の協議の対象とすることを提案し、了承された。

結果として、資料 1 に記載の修正意見のうち、⑤「議会改革の推進の単独条文化」、⑦「反問権」、⑨「広報及び広聴の充実」、⑪「政務活動費」、⑫「議会の予算の確保・議長の人事権の強化」、⑭「条例の検証・見直し」について、今後、協議することとなり、会派で持ち帰り議論してくることとなった。

また、⑦「反問権」、⑧「議員間討議」は、議会改革協議会の本来の協議事項として当初から議論されてきたものであり、その結論を出す必要があることから、議会基本条例の中で定めるか否かとは別に、次回、改めて協議をすることとなった。

(2) 予算・決算審査特別委員会 5 分科会審査の検証と評価について

「財政局のみを先行して審査するか」、「分科会を同時開催とするが 2 グループに分けての分散開催とするか」、分散開催とするならば、「同一のグループを連日の開催とするか、隔日の開催とするか」について、各会派からの協議結果の報告を受け、その後、意見交換を行った。主な意見は、次のとおり。

- ・ 財政局の先行審査は、分散開催とするのであれば必要ない。また、分散開催は、委員会中継を実施していない現状を考えると、傍聴人のためにも望ましいと考える。なお、分散開催とした場合は、同一グループの連日の開催を希望する。
- ・ 財政局の先行審査と試行で行った分散開催は、議論の深まりが感じられず、いずれも必要ないと考える。分科会は同時開催が望ましい。
- ・ 全議員が財政全体を認識するためには、財政局の先行審査を実施するのが望ましい。少数会派の委員外議員の発言が可能になり、傍聴もできるので分散開催を望むが、同一グループの連日又は隔日の開催については、会派内で意見が分かれている。
- ・ 財政局の先行審査については、財政の総括的な考えが代表質疑で十分に聞けることから必要ないと考える。分科会の開催方法は、集中して審査できる同時開催が望ましい。

これらの意見を踏まえ、次回、正副委員長案を提示することとなった。

(3) 次回の開催日程について

第 20 回協議会は、第 4 回定例会の会期中に開催することとし、日程が決定次第、委員に通知することとなった。